

令和6年度

鶴岡市立豊浦中学校 部活動等に関する基本方針

【基本方針改定の趣旨】

本校では、学校教育の一環として行われる部活動とそれを支えるために保護者会等が主体的に行う活動（支援クラブ）が協力しながら、生徒の健全育成や競技力の向上に大きな成果を収めてきた。また、これまでも県や市校長会のガイドラインを基本に、生徒・保護者・教員・指導者に過度の負担をかけずに部活動のねらいの達成をめざし本基本方針が運用されてきた。

令和2年9月に国が示した、学校の部活動改革や少子化に対応した持続可能なスポーツ・文化活動の再構築の観点を受け、鶴岡市では令和3年3月に「鶴岡市における運動・文化部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会」において本市としての改革の方向性を示し、令和5年度より学校教員の指導の下に行われる部活動は月曜から金曜までの平日のみとし、休日は活動を行わないこととした。これを受け、改定された「鶴岡市中学校 部活動等に関するガイドライン」（令和5年4月 鶴岡市中学校長会：以下「ガイドライン」）のもと、本方針を改定するものとする。

また本ガイドラインは、国や県、本市の動向を踏まえつつ、本校や本地域の実情に合わせて検討及び見直しを図っていくものである。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として部活動等の指導・運営に係る体制を構築すること。

1 部活動等の運営について

(1) 部活動等の定義について

本校では、以下の①と②を併せて部活動等と定義する。

① 部活動 …中学校教育の一環として位置づけられているスポーツ・文化活動

※教員(部顧問)・部活動指導員が、指導・管理にあたる。

※放課後及び長期休業中の平日の活動

② 支援クラブ …部活動を支援するために組織した保護者会と校長が委嘱した

地域指導者が指導・管理に当たる活動

※教員(部顧問)は、指導に関わらない。

※校長の方針のもと県・市の部活動基本方針、本校の「部活動等ガイドライン」を遵守する。

※休日活動の指導体制による支援も可とする。

※移行期間のみの措置となる。

[注]…地域の社会体育団体が主催するクラブや総合型地域スポーツクラブを除く。

(2) 部活動等の活動について

① 平日の授業日

ア 平日の授業日（月～金 祝日を除く）を活動日とする。

イ 活動日は週4日以内とし、休止日を1日以上設ける。

ウ 朝の活動は行わない。

エ 活動時間は2時間程度までとする。

オ 翌日の学校生活を考慮し、19時以降の活動を行わない。

② 休業日（土・日・祝日）

ア 休業日は部活動を行わない。

イ 中体連主催事業、中体連主催・共催の大会については、教員（顧問）引率・指導の下、部活動として活動することもできる。

※土日2日間活動した場合は、平日の部活動休止日以外に別の1日を休止日とするなど、生徒の体調に配慮した活動にする。

ウ 当面の間（移行期）に限り、中体連主催大会の2週間前からの休日に行う「練習試合」については、教員が引率・指導することもできる。

※ただし半日程度とする。

エ 支援クラブで活動する場合も3時間程度の活動を目安とし、1日以上の休養日を確保する。

③ 長期休業日

- ア 学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定する。
- イ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

④ 活動の配慮事項

- ア 学校の定期テスト前は、適時活動停止期間を設けるなど、学習に向かわせるよう配慮する。
- イ 生徒の地域行事への参加を優先させる。
- ウ 安全上の配慮から、管理にあたる者がいないときは活動しない。
- エ 学校内での感染症等の流行やその恐れのある時は、活動しない。
- オ 活動中の生徒の体調や気象情報等に留意し、活動の中止や中断の決断を的確に行う。

(3) 大会等への参加について

- ① 中体連主催事業、中体連主催・共催大会以外への参加は、原則、支援クラブまたは地域クラブ等の下で活動する。
- ② 県外および宿泊を伴う大会等は、あらかじめ学校に伝える。
※届出が必要な場合がある。

2 校長の責務

- (1) 「学校の基本方針」を公表し、周知を図る。
- (2) 部活動等の活動状況を把握し、適切に指導・助言を行う。
- (3) 県外および宿泊を伴う活動については、教育委員会に届け出る。
- (4) 情報の共有
 - ① クラブ活動の活動状況の把握に努める。
 - ② 部活動の活動状況についてクラブ活動側への情報提供に努める。
 - ③ テスト期間および感染症の流行等により部活動を停止するときは、その旨をクラブ活動代表者に伝え、活動停止の共通理解を図る。
 - ④ 顧問は、保護者の理解と協力を得るために、部活動等の運営に関する説明を適切に行う。
- (5) 「部活動等代表者会」を設置し、適宜開催する。

3 クラブ活動代表者の責務

(1) 活動目的の確認

- ① クラブ活動が、「部活動を支える活動」であることを全構成員に周知する。
- ② 「クラブ活動への加入」が強制ではなく任意であることを周知する。

- (3) 生徒の実態を加味し、具体的な目標および活動内容等を設定する。その際、競技成績の向上だけに偏らないよう配慮する。
- (2) 指導方法の共通理解
目的に応じた指導方法について、生徒・保護者・クラブ活動指導者の三者が共通理解を図る。
- (3) 大会や遠征、コンクールへの参加
① 各種団体等が主催する大会等への参加については、教育効果や生徒・保護者への負担などを十分に勘案し、部活動顧問と協議及び精査した上で決定する。
② 県外及び宿泊を伴う活動については校長に申請し、承認を得る。

部活動についての申し合わせ事項

1 活動している部 R 6. 4

- ・女子バスケットボール部
- ・ソフトテニス部
- ・陸上部
- (・芸術部、軽スポーツ部)

※水泳、スキーについては、外部で活動しながら部活動として中体連主催大会に参加可能

2 部の廃止についての原則

- (1) 田川総体後、部員不足で新人戦に出場できない場合の選択
- ① 他部への変更
 - ② 希望があれば「暫定存続部活動」として翌4月まで活動を継続可。
 - ③ 双方の希望があれば、田川地区内で合同チームを組んで大会に出場可。
- (2) 新年度の部活動発足時点（4月末）で部員不足（総体・新人戦に単独団体チームとして出場できる人数を確保出来ない）の場合は「活動停止」
- ※ 生徒数の減少により、いったん活動停止となつた部活動の復活はない。